

署名活動が始動

二審でも完全勝訴を

上村裁判 原告団が先頭に

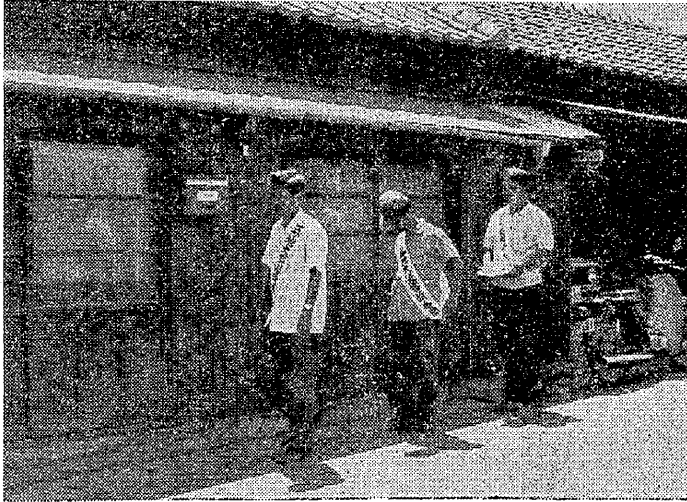
三井鉱山の災害責任を追及する裁判の一つの上村裁判は、きたる十月九日午後一時から福岡高裁で開廷する公判で結審を迎える。この重大な局面で、三井労組が組織の内外に呼びかけ、完全勝訴をめざす署名活動と取り組んでいることは前号で伝えたが、活動は三井大災害裁判原告団を先頭にすでに始動し、力強く広がっている。

上村裁判が第一審で、原告(上村京子さんら三人)と三井労組の完全勝訴をもって終ったことは周知の通りである。

いまでもなく上村裁判の控訴審(福岡高裁。敗北した三井鉱山が即日控訴)での判決結果は、この裁判と同時に進行している九・二八坑内火災裁判、三井大災害裁判に直接的な影響を与えるばかりか、今全国で争われているほかの労災・職業病裁判に対しても影響が大きいだけに、かくべつ注目されることとなった。

三井労組は是非でも、第一審同様、控訴審でも再び完全勝訴を獲得しなければ、と署名活動に立ちあがったのだ。

上村裁判控訴審は、福岡地裁における第一審判決での完全勝利の日の、昭和五十年三月一日にスタートした。



何人かずつ組んでは、人びとに署名をおねがいして回る。

がんばって下さい

激励も受け署名活動

「労働災害や職業病をなくし、安心して働ける職場をつくるために、署名にご協力をお願いします」

お盆に帰省した息子や親せきに炎天の中で社宅内を戸一戸訪ねて回り、また失火現場や病院、商店などでも真剣な私たちの訴えに「暑いの大変ですね」「がんばってください」という激励が返ってきた。

資本に、人の命の重さを

教えるためにも……

怒りこめ広げる班活動

遺族会の手記

不当配転許さぬ

公傷隠したくらむ会社

CO患者 宮脇好光

今、三井炭鉱では「公傷隠し」の保安部預けが、なかば強制的にやられています。私はその公傷をとったために、報復処分としか考えられない不当な配転の攻撃を受けています。

七月十七日のこと、三井炭の坑にいつてきました。

このことは、私にとって月に四万四以上の減収になるほど重大なことです。理由を聞きまると、「バカみたいなところでケガをした」「CO患者だから心配して」「た」「CO患者だから心配して」「た」などと、さもCO患者の私に責任を押しつけているかのような口ぶりです。巧みな強硬策です。

右の事実を組合に話したところ、当の係長は私がケガをしたと名を動かすことを余儀なくされているが、私はこの不当な攻撃を絶対に認めないことと断言しました。

三井炭鉱は、公傷に対する責任をケガをした本人になすりつけ、長と交渉しようと、私を配転させ

最近では、公傷を「公傷」にさせないところまでエスカレートしています。労働者の権利は、労働現場には自由民主主義もなく、まさにファシズム的な状態が出てきています。

私はこのような、労働者の命にかかわる不当な攻撃を許さないために、あくまで本来の部内にもとめるまで頑張る決意です。

宮脇さんは三井指導部電気分會を強めました。

ある班の例では、万原田社宅と西原社宅の一人を含む五人の班で、生活保護を受けている人が、家族に病人が出たり、本人

言をくり返してきた会社です。その苦しみは語り合われました。三井の期末手当が三十四万八千円だと聞けば腹が立つ。夫や息子が殺されたのに、会社が遺族に支給する金と暮れの見舞い金が一万七千五百円。

この責任を追及する裁判闘争は五十年三月、一審(福岡地裁)で完全勝利をしましたが、不当にも会社側が控訴し、その控訴審がようやくきたる十月九日に結審を迎えることになったのです。

上村裁判に勝利することは、今日私たちが併行して進めている九・二八患者の裁判に直接つながるとともに、「一・九マンモス裁判(三井大災害裁判)」にも大きな影響をおよぼし、きっと「労働災害や職業病の撲滅、労災法の抜本的改正」をめざす労災闘争を、大きく前進させることになるでしょう。

社葬はおろか、盆と暮れの御仏前さえ拒否し、法廷に次々と会社幹部を証人にくり出し、みにくい責任ののりのためにデタラメな証言をくり返して帰りました。

私は次男の弘美さんだけで、奥さんは仕事に出かけていられたことでした。御仏前に御灯明をあけておりました。熊本県玉名郡南関町から、千原さんの妹さん親子が御参りに見えました。故人の在りし目のお祈りして帰りました。

私たちが、原告団総会で確認した行動方針にそい、組織強化のための班会議を開いたのは六月からで、労働災害の犠牲者をこれ以上つくりだしてはならない、親の命を失くしてはならない、職場の保安を守り、人の命の重さを資本に教えるためにも、遺族会を組織しなければならぬ、との決意を述べました。

会費は五百円から一千円に上げて、闘うための基金をつくった。三井青年行動隊として闘って

自分たちとしても、三井闘争以後の思いがけ口をついて出、爆発の日のように。体の弱い妻をい

労働者は七月四日付の通達(基三三三三)で、「傷病の状態等に関する報告書」を提出しない労働病者に対する七月一日以降の休業補償給付を一時差し止めるよう「各地方基準局、労基署に指示した」と同記事は述べている。

山野遺族会の涙ぐましい努力が話題となりました。十三年ぶりにやっと起こすことのできた裁判。そのためには米や味噌、醤油などの行商までして、二十万円の資金をつくりあげた

三井の私たちは、あまえているのではない。原告団としてどうあるべきか、など深く話し合ったものです。

連合通信の八月十五日発行の記事が、「長期療養中の職業病患者を切り捨て、職場から追い出そう」という政府・資本の攻撃が強まっています」と警告している。

労働病患者を切り捨て、労働病が通達

職業病患者を切り捨て

労働病が通達

労働病が通達

労働病が通達